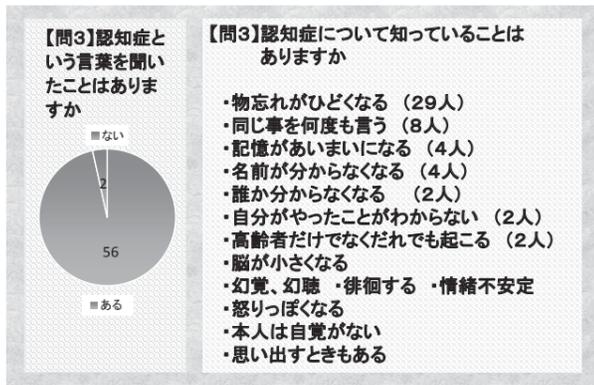
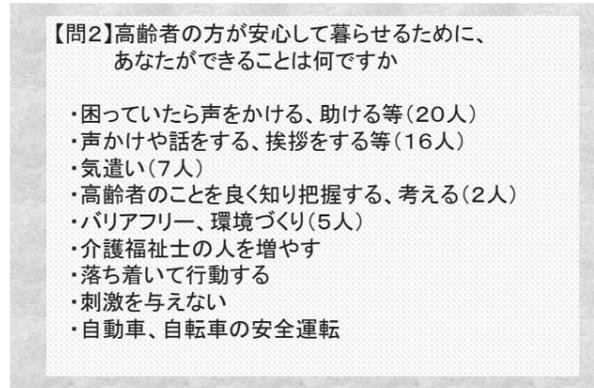
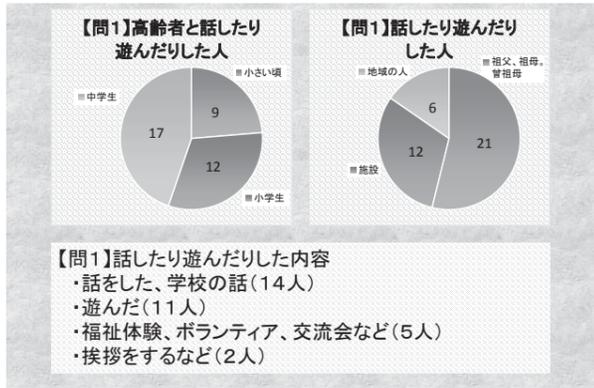


# 保健センターだより

## 矢部高校・認知症サポーター養成講座

3月2日と3月22日に矢部高校からの依頼を受けて認知症サポーター養成講座を開催しました。今回は家庭科の特別授業として食農科学科1年生、普通科1年生、食農科学科2年生、緑科学科2年生が講座を受けられました。本講座の目的は認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る応援者となること、他人事として無関心でいるのではなく、「自分の問題である」という認識を持つことができることとしています。

事前に認知症に関するアンケートをとりましたので、その結果をお知らせします。



**みんな今日から「サポーター！」**  
わたしたちにできること・・・

- ★困っている人に優しいことをかけてあげること。
- ★「認知症」であることをわかってあげること。
- ★地域の人やお年寄りに、あいさつをしたり、声をかけたり、話をする。
- ★地域でくらすみんなが大切な存在であると思えること。

今日学んだことを家族や友達に伝えよう。

認知症の人とその家族の応援者だね！

認知症サポーターとは、特別なことをすることでは、ありません・・・  
認知症の人を地域で支えていくボランティアです

高齢者の日々の生活や困難なことや悩みなどを知り、認知症について学んで頂きました。

次にDVDを視聴し、悪い例について、どこが良くないかを発表して頂きました。(写真①)

山都町地域包括支援センターの職員が扮する認知症のおばあちゃんが病院受診後、買い物に行きたいが行けずに困っています。

そんなおばあちゃんを見て矢部高校生がどう接するかを考えて演じて頂きました。(写真②)

今後認知症の方と出会った時にどう対応したらよいかを考える機会になったと思います。

最後にこの講座のまとめを行ない、オレンジリングの説明と配布を行ないました。

今回、矢部高校の皆さんには力強い認知症サポーターになって頂きました。

地域で本講座をご希望の場合には、お気軽に山都町地域包括支援センター(Tel:72-1677)までご連絡下さい。

## 後期高齢者医療制度の対象となる方

- ・75歳以上の方(75歳の誕生日から自動的に加入)
- ・65歳から75歳未満の方で一定の障がいがある方(市(区)町村に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入)
- ※一定の障がいがある方とは、身体障害者手帳に記載された障がいの等級が1～3級及び4級の一部の方などです。
- ※一定の障がいに該当する方の加入(障がいの認定の申請)は任意です。障がいの認定は、いつでも申請することができ、いつでも撤回することができます。ただし、過去にさかのぼって申請・撤回することはできません。
- ※生活保護を受けている方及び外国人の方で在留期間が3か月未満である方などは対象になりません。

## 平成28・29年度の保険率が決定しました。

・熊本県後期高齢者医療広域連合では2年毎の保険料率の見直しにより、次のとおり決定しました。

$$\text{保険料額(年額)} = \text{均等割額(被保険者1人当たり)} + \left[ \frac{\text{所得割額(総所得金額等-33万円)} \times \text{所得割率(基礎控除)}}{100} \right] \times 9.26\%$$

※年額57万円が上限です

平成26・27年度保険料率と同一です。

## 平成28年度は保険料軽減対象者が拡大します。

所得が低い方や被用者保険加入者(※)に扶養されていた方の保険料は、継続して軽減されます。  
(※)被用者保険とは協会けんぽ、健保組合、共済組合などです。

### 所得が低い方の軽減 ◆保険料の均等割額の軽減

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等の合計額が

「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算したうえで所得が0円となる場合

⇒ 保険料の均等割額を **9割軽減**

「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯

⇒ 保険料の均等割額を **8.5割軽減**

「基礎控除額(33万円)」+「26.5万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯(拡大)

⇒ 保険料の均等割額を **5割軽減**

「基礎控除額(33万円)」+「48万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯(拡大)

⇒ 保険料の均等割額を **2割軽減**

\*均等割の軽減判定についての総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については15万円を控除した額で判定します。

### ◆保険料の所得割額(所得に応じて負担する保険料)の軽減

被保険者の総所得金額等が

「基礎控除(33万円)」+58万円を超えない方

⇒ 保険料の均等割額を **5割軽減**

**被用者保険加入者に扶養されていた方の軽減** 被用者保険加入者に扶養されていた方も、特別措置として、

平成28年度も保険料の均等割額が**9割軽減**されます(所得割額はかかりません)。

対象となる方…資格を得た日の前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた方

## 平成28年度後期高齢者医療保険料の納め方について

後期高齢者医療保険料は、特別徴収(年金からの差し引き)又は普通徴収(納付書又は口座振替)により納めることになります。

**特別徴収の方** 平成28年4月より年金からの差し引きにより保険料を納めていただきます。

**普通徴収の方** 平成28年7月より納付書又は口座振替により保険料を納めていただきます。

また、現在普通徴収の方(年金受給額が年間18万円未満の方を除く)で、平成27年4月2日以降に75歳の誕生日を迎えられた方は、次のとおり平成28年度途中から特別徴収となりますのでご注意ください。

75歳の誕生日	普通徴収の月	特別徴収の開始月
平成27年4月2日～平成27年10月1日の間	普通徴収はありません	平成28年4月から
平成27年10月2日～平成27年12月1日の間	普通徴収はありません	平成28年6月から
平成27年12月2日～平成28年2月1日の間	平成28年7月	平成28年8月から
平成28年2月2日～平成28年3月31日の間	平成28年7・8・9月	平成28年10月から

\*但し、平成27年4月2日～10月1日の間に75歳の誕生日を迎えられた方の特別徴収の開始月は、市町村によって平成28年4月より前に開始される場合があります。

## ～ 特別徴収から口座振替への変更について ～

後期高齢者医療保険料を特別徴収(年金からの差し引き)により納めている方は、申し出により、保険料を口座振替での納付へ変更することができます。